

必ずご提出ください！

## 応急仮設住宅の供与期間 満了に伴う延長届出書

応急仮設住宅（プレハブ・木造仮設およびみなし仮設）の供与期間延長について、先般、国からの通知により、やむを得ない理由があり、現在居住している応急仮設住宅を供与期間内に退去できない場合に限り、1年間の延長が認められることとなりました。

このことを受けて、応急仮設住宅の入居者の皆さんに「応急仮設住宅の供与期間満了に伴う届出書」の提出依頼が順次届きます。

「延長を希望する」「延長を希望しない」にかかわらず、決められた期日までに届出書のご提出をお願いします。



### < 供与期間満了月ごとの延長届出書等の提出時期の目安 >

対象者(供与期間満了月ごと)	延長届出書 町からの発送時期	延長届出書 町への提出期限	延長可否通知書 発送時期
平成 30 年 6 月 (みなし仮設入居者、赤井・広崎・津森・飯野小仮設団地入居者)	平成 29 年 11 月下旬	平成 29 年 12 月末	平成 30 年 4 月頃
平成 30 年 7 月 (みなし仮設入居者、安永・テクノ・小池島田 1～13 棟・馬水仮設団地入居者)	平成 29 年 12 月下旬	平成 30 年 1 月末	平成 30 年 5 月頃
平成 30 年 8 月 (みなし仮設入居者、馬水東道・木山・櫛島仮設団地入居者)	平成 30 年 1 月下旬	平成 30 年 2 月末	平成 30 年 6 月頃
平成 30 年 9 月 (みなし仮設入居者、平田・小池島田 14～24 棟・馬水西原・東無田・安永東仮設団地入居者)	平成 30 年 2 月下旬	平成 30 年 3 月末	平成 30 年 7 月頃
平成 30 年 10 月 (みなし仮設入居者、惣領・木山上辻仮設団地入居者)	平成 30 年 3 月下旬	平成 30 年 4 月末	平成 30 年 8 月頃
平成 30 年 11 月 (みなし仮設入居者、福富仮設団地入居者)	平成 30 年 4 月下旬	平成 30 年 5 月末	平成 30 年 9 月頃

※平成 30 年 12 月以降に供与期間の満了を迎える入居者へは、順次発送します。

※あくまで目安であり、日程が前後する可能性があります。

### < 契約更新手続きについて >

建設型（プレハブ、木造） 仮設住宅	延長可否通知は、県の決定を受け、町から入居者へ発送します。その際、「応急仮設住宅使用許可書」の更新に必要な手続きを案内します。
借上型（みなし）仮設住宅	延長可否通知は、県から入居者へ発送されます。それを受け、県と「熊本県借上げ住宅賃貸借契約書」の更新手続きを行ってください。

国土生活再建支援課住まい再建支援係 ☎ 289 - 1400

